

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 愛知県の区域

第一号中「東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに」を「東京都及び」に改め、同号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 宮城県仙台市の区域

二 秋田県仙北市の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国家戦略特別区域として、宮城県仙台市の区域、秋田県仙北市の区域等を追加する必要があるからである。